

(別紙2)

## 若者の希望をかなえるライフデザイン支援事業審査基準

項目		内容	配点 (最低水準点)
審査基準	企画提案 内容	総括	・ 事業の趣旨や目的を理解した提案となっているか。 15 (6)
		内容・構成	・ 提案者独自の知見、ノウハウや経験を生かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案となっているか。 20 (8)
			・ 出前講座受講者の意識改革や行動変容を喚起させるものとして効果的で魅力的な内容となっているか。 20 (8)
			・ 他の事業とも有機的に連携し、より高い効果が見込めるか。 5 (2)
	業務実施 能力	実施体制	・ 本事業を実施するうえで業務を円滑かつ柔軟に実施できる計画及び体制となっているか。 10 (4)
			・ 若者に寄り添うコミュニケーション力、指導法を有し、双方向性・体験型の工夫があるなど、参加者の興味・関心を引き出せるものとなっているか 20 (8)
		経費見積	・ 事業の実施に必要な経費等が適切に見積もられ、事業の内容や効果等からみて適切な範囲であり、委託上限額の範囲内であるか。 10 (4)
合計			100

評価基準／配点	20点	15点	10点	5点
特に優れている	20点	15点	10点	5点
優れている	16点	12点	8点	4点
普通	12点	9点	6点	3点
やや劣る	8点	6点	4点	2点
劣る	4点	3点	2点	1点

【最低水準点】各評価項目のいずれも、各審査員の評価点の平均点が、最低水準点（4割）以上であること。

※なお、参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた区分において各審査員の評価点の平均が最低水準点（4割）以上を満たすとともに、各審査員の合計点の平均が6割以上であれば、契約候補者として特定する。

※ひめボス宣言事業所として認証を受けている場合は、各審査員の評点に1点を加算する。（コンソーシアムの場合は代表者及びすべての構成事業者が認証を受けている場合のみ1点を加算する。）

※パートナーシップ構築宣言を行い、公式ポータルサイトで宣言文を公表している場合は、各審査員の評点に1点を加算する。（コンソーシアムの場合は代表者及びすべての構成事業者が宣言・公表を行っている場合のみ1点を加算する。）